

神奈川県行政書士会福利厚生規則給付要覧

- 1 福利厚生規則に基づく給付原因が発生した場合、会員又は相続人は速やかに慶弔見舞金給付請求書の所定事項記入の上、事務局に提出請求して下さい。
- 2 給付の適用は施行日以降の発生原因によるものとします。ただし、同一傷病についての支給は1回限りとします。
- 3 廃疾並びに傷病については交通事故の原因によるものも含まれます。
- 4 事務局が給付請求書を受理した場合内容確認のうえ直ちに総務部長に連絡の上、決裁を仰ぎ請求者に支給して下さい。ただし給付内容が理事会の承認を必要とするものについては、総務部長は理事会の承認を得て支給決裁を行います。

なお、納期の到来している会費の未納がある場合は、その未納会費の納入を確認のうえ支給するものとします。
- 5 会員又は会員の配偶者が死亡したことについて所属支部長はその事実を知り確認したときは直ちに電話で事務局に通知して下さい。福利厚生規則に基づく花輪又は生花は、支部長又は事務局で手配のうえ、現地に届けるようにします。（総務部長の決裁は事後でも可）

（注）配偶者とは事実上の配偶者をいう。
- 6 添付書類については死亡給付の場合は死亡診断書又は除籍謄本、休業給付については医師の診断書、結婚祝い金の場合は婚姻の事実が記載されている戸籍謄本又は住民票、婚姻届受理証明書等、出産祝い金の場合は出生を証明する戸籍謄本または住民票、出生届出済証明書等、その他については民生委員等事実を証明できる書類を添付して下さい。

ただし、会員の配偶者及び一親等の親族死亡の場合は、添付する書類を省くことができます。